

## 揖斐川河口周辺エリアを活用したにぎわい創出に向けた サウンディング型市場調査 実施要領

### 1. 実施にあたっての背景

桑名市は、水と緑豊かな自然環境のもと、江戸時代から東海道随一の宿場町として栄え、特に木曾三川を臨む住吉地区には、文化的・歴史的資源が多く存在するだけでなく、開放的な水辺の景観を楽しむことができるなど魅力的な資源が豊富にあります。

このエリアを観光都市として創造し、これらの資源を最大限に活用した持続可能な賑わいを実現するために、国土交通省木曾川下流河川事務所や桑名市、桑名商工会議所、地域のまちづくり組織などで「桑名市かわまちづくり協議会」(以下「協議会」という。)を設立しました。従来は河川用地内の営利活動はできませんが、このエリアの規制緩和を進めています。この協議会の設立趣旨に則ったイベント等や常設で運営する店舗の出店など、賑わい創出事業として、民間事業者自らが実施できるアイデアを聞きたいと考えています。

### 2. 調査名

揖斐川河口周辺エリアを活用したにぎわい創出に向けたサウンディング型市場調査

### 3. 対象用地・施設

対象用地・施設は、揖斐川河川敷及び堤防沿いの緑地であり、別紙1の対象区域内を想定しています。このうち、具体的使用場所は、各事業者の提案内容に基づき、設定してください。別紙2に示すとおり、以下の特徴の異なる4つのゾーンがあります。

また、(1)から(4)の全てについて、施設を設置する場合は、提案事業者の管理(営業)時間内に限ります。

#### (1) 堤防ゾーン

一般利用者が日常利用で最も利用するゾーンになります。一般利用者の通路幅員を確保した上で、堤防天端上の空間を利用することができます。施設を設置する場合は、提案事業者の管理(営業)時間内に限ります。(利用例:マルシェイベント、オープンテラスカフェ等)

#### (2) 高水敷ゾーン

堤防天端より低い高水敷を利用するゾーンです。水面にもっとも近く、魅力的な場所ですが、柵がない区間もあり、提案事業者による安全管理を徹底していただくようお願いします。施設を設置する場合は、提案事業者の管理(営業)時間内に限ります。(利用例:オープンテラスカフェ、ステージイベント、アウトドアサイト等)

#### (3) 緑地ゾーン

河川堤防の内側にあたる緑地にあたります。河川・公園管理上、支障がないと判断された場合、提案事業の実施期間中は、仮設施設の設置が可能なゾーンになります。(利用例:マルシェイベント、ステージイベント、オープンテラスカフェ、仮設店舗設置等)

#### (4) 駐車場ゾーン

河川堤防の内側にあり、現在、六華苑第2駐車場として利用されており、一般利用者との兼用になりま

す。当面は、駐車場としての利用が基本ですが、一般利用を妨げないと想定される利用は可能です。施設を設置する場合は、提案事業者の管理（営業）時間内に限ります。（利用例：キッチンカー、移動販売等）

※本募集の対象区域は、別紙に示すとおり、河川用地内（一部国営公園内）としておりますが、区域外の公園・緑地空間と一体的に利活用を進めることで事業効果が見込める場合には、その活用を含む提案を妨げるものではありません。

※管理（営業）時間は、提案事業者が午前9時から午後9時までの間で提案可能とします。ただし、近隣住民の生活上の支障がないよう配慮が必要です。

#### 4. スケジュール

サウンディング募集開始 エントリーシート提出受付開始	公表の日から
エントリーシートの提出期限	令和5年3月31日（金）
サウンディング募集締切	令和5年3月31日（金）
サウンディングの実施	随時
サウンディングの結果公表	随時

**※サウンディングを提案される場合は、必ずエントリーシートを提出してください。**

#### 5. サウンディング提案内容

##### (1) にぎわい創出事業の基本的な考え方

にぎわい創出事業の基本的な考え方は、にぎわいが一過性で終わるものではなく、その後も参加者を増やし、地域に根付いたコミュニティを形成することで継続した取り組みになると考えています。それによりにぎわいが創出され、市内消費が喚起される波及効果を期待しています。

また、本事業の実施にわたり、協議会等からの補助制度はありません。仮施設を設置することができますが、設置費用や維持管理費などが、全て提案者負担となりますので、必要経費は、自らの経営で賄うことができる収益事業となるような提案をいただきたいと考えています。

##### (2) 対話内容

協議会の設立趣旨をふまえ、事業全体のコンセプト、事業内容、収益体制などについて、ご意見、ご提案をお願いします。

ただし、次の条件を満たすものとします。

- ①近隣住民の生活環境上において、快く受け入れていただける事業で、風俗営業、遊興施設、電話異性紹介営業等をするものについての活用提案をすることはできません。
- ②活用後は、民間事業者において原状回復を行うものとします。
- ③活用期間中の維持管理、運営に要する経費は全て民間事業者の負担とし、当該期間中において協議会等の負担は生じないものとします。
- ④実施に必要な安全対策を徹底し、参加者の安全性を確保の上実施できるものとしてください。また、災害対応や河川の一般利用者の利用を妨げない内容としてください。

##### (3) 提案項目

- ① 事業全体のコンセプト

- ② 事業内容について
  - ア ゾーンごとの活用内容
  - イ 事業の継続性
  - ウ 予算の概要
- ③ 地元消費等の地域貢献につながる提案等
- (4) 提出期間 令和5年3月31日まで  
別紙のエントリーシートを受領後に日程を調整し、ご連絡いたします。
- (5) 提出場所 本実施要領の項目13の連絡先までご提出ください。
- (6) 提出方法
  - ・A4用紙で先に掲げる提案項目をもとに記入してください。(様式は任意です。)図面等がある場合は、A3でも可とします。枚数は、提案書及び図面について、それぞれ2枚までとします。
  - ・提出部数は、5部お願いします。
  - ・持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分までとします。(土・日曜日及び祝日を除く。)

## 6. サウンディングの提案者

- (1) 提案者自らが事業の実施主体となる意向を有する法人、又は個人事業主であることとします。  
また、複数の企業から1件の提案をすることはできるが、その場合は、責任の所在を明確にするとともに、代表企業及び担当者等を明確に決めてご提案ください。
- (2) (1)の方であっても、次に掲げる者は、提案できません。
  - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当する者
  - ② 提案書提出の際に、桑名市から入札参加停止又は入札参加保留となっている者
  - ③ 桑名市税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納している者
  - ④ 桑名市暴力団排除条例(平成23年桑名市条例第13号)に規定する排除の対象となる法人等に該当する者
  - ⑤ 政治的・宗教的な関連性や要素がある者
  - ⑥ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2、第142条(準用規定含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触する者
  - ⑦ 公共性、公平性に問題がある等、桑名市が公民連携事業として進めていくにあたってふさわしくないと判断する者

## 7. 質問書の提出について

- (1) 提出先 本実施要領の項目13の連絡先までご提出ください。
- (2) 提出方法 提出はメールによるものとし、メールのタイトルは、「にぎわい創出事業 サウンディング質問書」としてください。質問内容は、できるだけメール本文中に記入してください。
- (3) 回答方法 回答については順次桑名市ホームページにて公開することとします(質問者の氏名は非公開とします)。

## 8. エントリーシート の 提出 について

- (1) 提出先 本実施要領の項目13の連絡先までご提出ください。
- (2) 提出方法 郵送、メール、FAXによる。(全て必着とする。)  
送信後、到達確認のため電話での連絡をいただきますようお願いいたします。

## 9. サウンディング の 実施

- (1) 実施時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)の1時間程度
- (2) 日時・場所 追って連絡します

## 10. サウンディング の 実施 結果 の 公表

実施結果については、概要を桑名市ホームページにて公表します。

※ 提案内容の中での独自のノウハウ等については、公表はいたしません。また、公表に際しては、提案事業者に内容の確認をします。

## 11. サウンディング 調査 後 の 事業 の 進め 方

サウンディングによる提案内容については、協議会での検討の上、協議会の趣旨に合致した提案については、実施に向けた調整を進めさせていただきます。

## 12. 注意 事項

- (1) 本提案事業に要する費用は、全て参加者負担とします。
- (2) 必要に応じて追加対話(文書含む。)をお願いすることがあるので、その場合はご協力をお願いします。
- (3) 本調査は、揖斐川河口周辺エリアの活用の方向性を検討するためであり、事業内容、実施事業者を決定するものではありません。また、本調査をふまえて事業者公募が実施された場合に、このサウンディングへの参加実績が優位となるものではありません。
- (4) 提案書等についての著作権は作成者に帰属しますが、提案書については返却しませんので、ご了承ください。
- (5) 情報公開請求があった場合は、桑名市情報公開条例(平成29年桑名市条例第1号)により対応します。
- (6) 提案書に虚偽の記載があった場合は、失格となることがあります。

## 13. 連絡 先

〒511-8601 三重県桑名市中央町二丁目37番地

担当: 桑名市かわまちづくり協議会事務局(桑名市産業振興部観光課内)

TEL:0594-24-1231 FAX:0594-24-1140

mail:kambunm@city.kuwana.lg.jp

別紙 1

対象区域図



対象区域

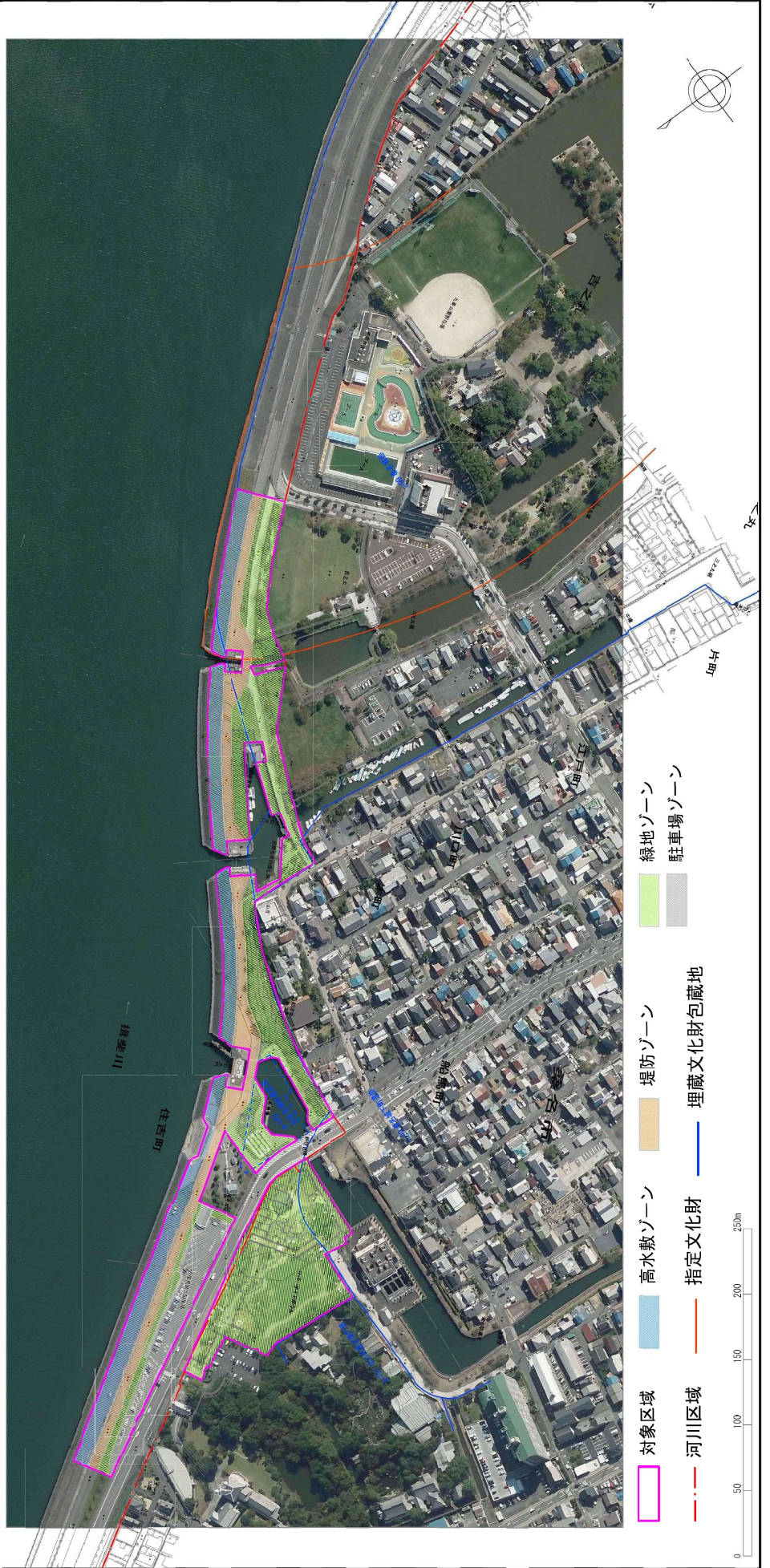
河川区域

指定文化財

埋蔵文化財包蔵地



ゾーン区分図



(様式1)

## 揖斐川河口周辺エリアを活用したにぎわい創出に向けたサウンディング型市場調査 エントリーシート

1	団体名(法人・個人等名)		
	代表者名		
	所在地(住所)		
	グループの場合の構成法人等名		
	対話の担当者	所属	
		氏名	
		E-mail	
		Tel	
2	次の日程において、対話可能日時にチェックしてください。(希望日があれば、希望順位もあわせてご記入ください。)		
	月	日( )	<input type="checkbox"/> 対話可能 (第 希望)
	月	日( )	<input type="checkbox"/> 対話可能 (第 希望)
	月	日( )	<input type="checkbox"/> 対話可能 (第 希望)
	月	日( )	<input type="checkbox"/> 対話可能 (第 希望)
	月	日( )	<input type="checkbox"/> 対話可能 (第 希望)
3	所属法人名・部署・役職	対話参加予定者氏名(3名以内)	

※ 対話の実施期間は、令和5年3月31日までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)の1時間程度とします。

※ 受領後、調整の上、連絡しますが、希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

(様式2)

## 揖斐川河口周辺エリアを活用したにぎわい創出に向けたサウンディング型市場調査 提案書

## 1. 提案者

団体名(法人・個人等名)	
代表者名	
所在地(住所)	
グループの場合の構成法人等名	
対話の担当者	所属
	氏名
	E-mail
	Tel

## 2. 提案内容

(1) 事業全体のコンセプト

(2) 事業内容について

①ゾーンごとの活用内容(現在の計画について、できるだけ具体的に記入してください)

②事業の継続性(事業実施主体者の増加や収益事業として自立する可能性を記入してください)

③予算の概要(収支の概算をお願いします)

(3) 地元消費等の地域貢献につながる提案等

(4) その他